

最低制限価格の算定方法について

令和7年4月
宍粟市

1 建設工事に係る制度

(1) 最低制限価格制度

最低制限価格

<設定範囲> 予定価格の75%から92%までの範囲

<算定式> ①基準最低制限価格×②ランダム係数= 最低制限価格(消費税等額を除く)
(千円未満切り上げ)

①基準最低制限価格 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68
(端数処理無し)

※予定価格の各費目に率を乗じた額の合計額が予定価格の75%を下回った場合は、予定価格に75%を乗じた額、92%を超えた場合は、予定価格に92%を乗じた額を基準最低制限価格とします。(千円未満切り下げ)

②ランダム係数 100パーセント ±0.5パーセントの範囲から無作為に生成した値

(2) その他

上記算定式における各費用には、工事費の積算に用いる費用を次の「基準最低制限価格の算定式における積算の取扱い」のとおり適用する。

(3) 基準最低制限価格の算定式における積算の取扱い

下記種別により難しい場合は、最低制限価格の設定範囲内において定めるものとする。

基準最低制限価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用(次表【 】内)を次表のとおり取り扱う。

積算の種別	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
一般土木工事	【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
建築工事、建築設備工事 ※営繕基準での積算によるもの	【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10+ 【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】